

委員会提出議案第 1 号

立川市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 3 月 2 2 日

提出者 立川市議会議会運営委員会
委員長 高 口 靖 彦

理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条第 6 項本文の規定による。

立川市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

立川市議会議員政治倫理条例（平成16年立川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>（市民等の調査請求権）</p> <p>第5条 <u>18歳</u>以上で市内に在住、在勤若しくは在学している者（以下「市民等」という。）又は議員は、議員が第3条に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反していると認めるときは、市民等にあつては、市民（地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者に限る。）の500分の1以上の者の、議員にあつては、立川市議会議員定数条例（平成5年立川市条例第30号）第2条に規定する議員の定数の4分の1以上の者の署名により、当該議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添えて、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。</p> <p>（政治倫理審査会の設置等）</p> <p>第6条 調査請求を審査するため立川市議会に、立川市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2～5 ……略……</p>	<p>（市民等の調査請求権）</p> <p>第5条 <u>20歳</u>以上で市内に在住、在勤若しくは在学している者（以下「市民等」という。）又は議員は、議員が第3条に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反していると認めるときは、市民等にあつては、市民（地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者に限る。）の500分の1以上の者の、議員にあつては、立川市議会議員定数条例（平成5年立川市条例第30号）第2条に規定する議員の定数の4分の1以上の者の署名により、当該議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添えて、議長に対し、政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。</p> <p>（政治倫理審査会の設置等）</p> <p>第6条 <u>前条に規定する</u>調査請求を審査するため立川市議会に、立川市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2～5 ……略……</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。